

静岡市告示125号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第1項の規定に基づき、廃棄物が地下にある土地であって土地の掘削その他の土地の形質の変更が行われることにより当該廃棄物に起因する生活環境の保全上の支障が生ずるおそれがある区域を次のとおり指定する。

平成31年3月14日

静岡市長 田 辺 信 宏

1 産業廃棄物に係るもの

指定番号	指定区域	埋立地の区分
34	駿河区石部1309番、1314番、1315番、1316番1、1316番2、1317番1、1317番2、1318番1、1318番2、1319番、1336番、1346番、1353番、1355番、1357番1、1357番2、1360番、1361番、1363番、1368番、1369番、1379番3、1554番3、1559番2、1564番2	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第13条の2第1号